

大分県福祉のまちづくり条例の概要

私たちの社会には、高齢者、障がい者、妊産婦、傷病者など、日常生活や社会生活において身体の機能上の制限等を受ける多くの人たちが、共に暮らしています。

この条例は、それらの方々をはじめとするすべての人々が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的として、平成7年から施行（平成23年、平成24年に一部改正）しています。

1 条例の内容

この条例は、主に次の内容を定めています。

(1) 県、市町村、県民、事業者の責務（条例第3条、第4条、第5条、第6条）

県：基本的・総合的な施策策定と実施

市町村：地域の実情に応じた施策策定と実施、県施策への協力

県民：理解促進、活動参画、県・市町村施策への協力

高齢者、障がい者等に配慮して整備された施設の利用妨げとなる行為の禁止

事業者：特定施設の高齢者、障がい者等による安全かつ容易な利用の確保、県・市町村施策への協力

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の基本方針（条例第8条）

県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施することとしています。

○ すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること。

○ すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること。

(3) 「特定施設」整備促進のための仕組み

① 「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」の策定（条例第12条）

多数の人が利用する施設（特定施設※1）には、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（基礎的基準※2）を定めています。

また、高齢者、障がい者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準（誘導的基準※3）も定めています。

② 既存特定施設の整備（条例第14条）

既存の特定施設については、基準適合状況の把握と、基準に適合した整備に努めていただきます。

③特定施設の管理運営（条例第15条）

特定施設について、ハード面の整備だけでなく、ソフト面（管理運営）においても、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるよう努めていただきます。

④基準に適合した特定施設への適合証の交付（条例第16条）

基礎的基準又は誘導的基準に適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとします。

⑤「特別特定施設」新築等の際の届出等（条例第18条、第19条、第20条、第21条）

特定施設のうち、規則で定めるもの（特別特定施設※4）の新築等をしようとする際は、着工30日前まで（※5）に届出を行っていただきます。

基礎的基準に適合した整備が行われるよう、指導・助言を行います。

無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表ができることとしています。

新築等の届出の内容に変更がある際、工事を完了した際にも届出が必要です。

（4）バリアフリー法に基づく整備基準適合義務の範囲の拡大（条例第23条の3）

バリアフリー法（※6）により、法で定める「特別特定建築物」の床面積2,000㎡以上の建築をする場合は、同法で定める建築物移動等円滑化基準（エレベーター、オストメイト対応便房、車いす利用者用駐車施設の設置など）に適合する義務があります。

この義務付けについて、本県福祉のまちづくり条例では、以下の特別特定建築物について、規模要件を床面積1,000㎡以上に引き下げます。（法の基準に適合して建築することが義務となります。）

- ・特別支援学校
- ・病院又は診療所
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館

※1 特定施設：多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で施行規則（別表第1）で規定するもの。

※2 基礎的基準：出入口、廊下、階段、昇降機、便所などの構造及び設備の整備に関する基準。施行規則（別表第2）で規定。

※3 誘導的基準：施行規則（別表第3）で規定。

※4 特別特定施設：施行規則（別表第1）で規定。

※5 経過措置：平成24年4月30日までの間に着工する場合は、「着工の日の前まで」とする。

※6 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

2 特定施設の整備にあたって（手続き等）

（1）条例の対象となる施設

○特定施設

特定施設の新築等（※1）を行う場合は、基礎的基準に適合させるよう努めなければなりません。

○特別特定施設

特定施設のうち一定規模以上のもの（特別特定施設）の新築等を行う場合は、適用除外となる場合（※2）を除き、基礎的基準に適合させなければなりません。

また、事前に届出を行うとともに、新築等の届出の内容に変更がある場合、工事を完了した場合にも届出が必要です。

（※1）新築等：新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替

（※2）適用除外となる場合：

- ・基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合
- ・構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合

（2）基礎的基準・誘導的基準の内容

- ① 基礎的基準（高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準）は、施行規則の別表第2で規定しています。
- ② 誘導的基準（高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準）は、施行規則の別表第3で規定しています。

※例：出入口

① 基礎的基準

移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

- イ 幅は、内をりを80センチメートル以上とすること（口に掲げるものを除く。）。
- ロ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、内をりを90センチメートル以上とすること。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する出入口（（二）に規定するもの並びにエレベーターのかご及び昇降路に設けられるものを除き、かつ二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものとする。

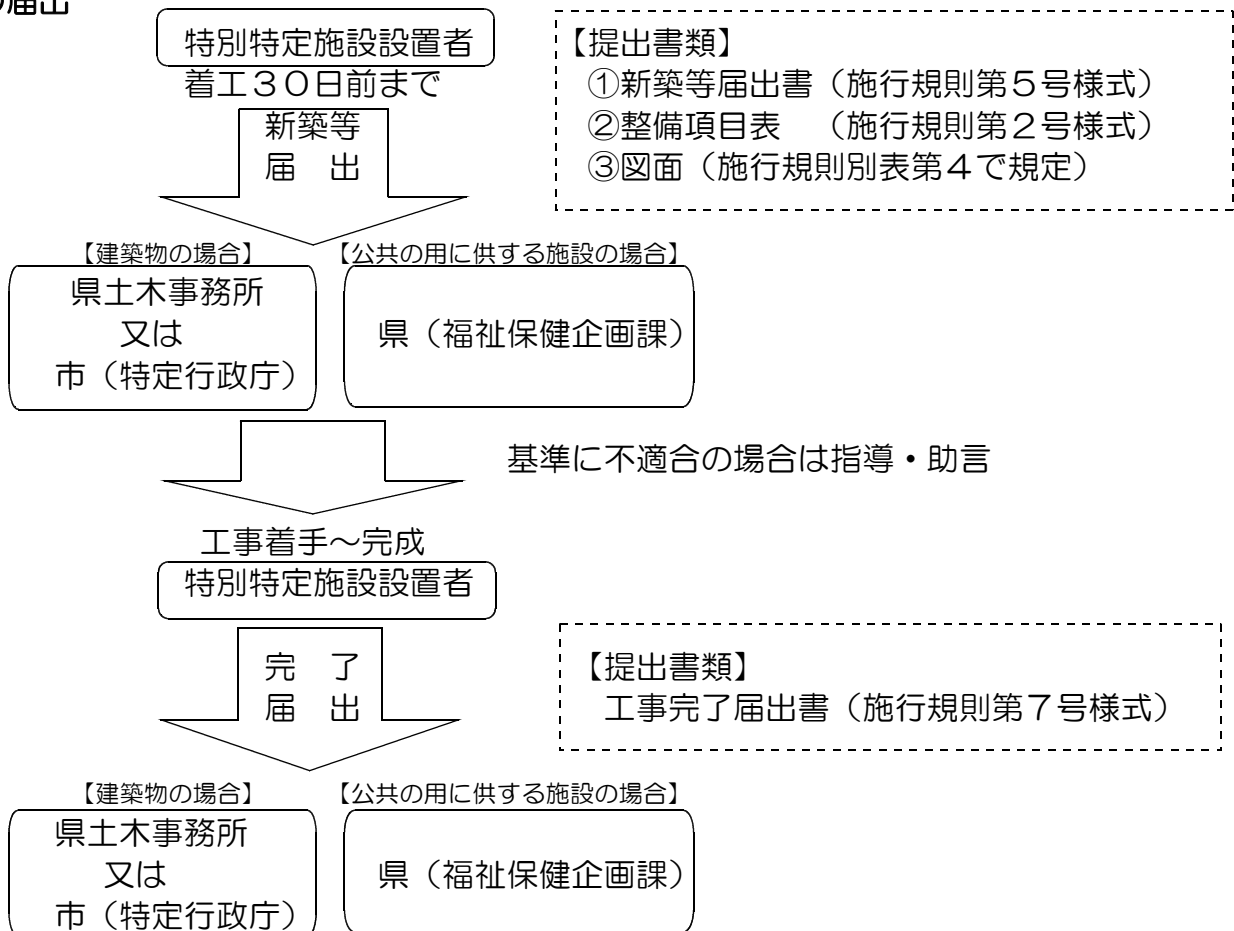
- イ 幅は、内をりを90センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（二）多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものとする。

- イ 幅は、内をりを135センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

届出等の流れ

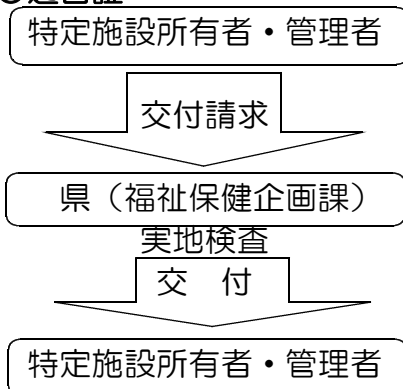
○届出



※ 無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

※【建築物の場合】建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

○適合証



特定施設が基礎的基準・誘導的基準に適合しているときは「適合証」の交付を請求することができます。
適合証は、特別特定施設でない特定施設や、既存施設についても請求することができます。

- 【提出書類】
- ①適合証交付請求書（施行規則第3号様式）
 - ②整備項目表（施行規則第2号様式）
又は
誘導的基準整備項目表（施行規則第4号様式）
 - ③図面（施行規則別表第4で規定）
 - ④建築基準法第7条第5項の検査済証の写し（建築物の場合）